

(有)GUSUKU 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 8月 1日～平成32年 7月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 30年 8月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 30年 8月～ 制度に関する社内報を作成し、回覧する

目標2：平成31年4月までに子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

<対策>

- 平成 30年 8月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 31年 4月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知